

フェイルチャージの導入について

(フェイルチャージ請求の法的根拠)

フェイルチャージの導入にあたっては、取引当事者間の合意が成立する必要があるため、そのための手続として、事前通知の送付を推奨。具体的には、以下の要件を充たせば、取引当事者間で合意が成立したとみなすことができる。

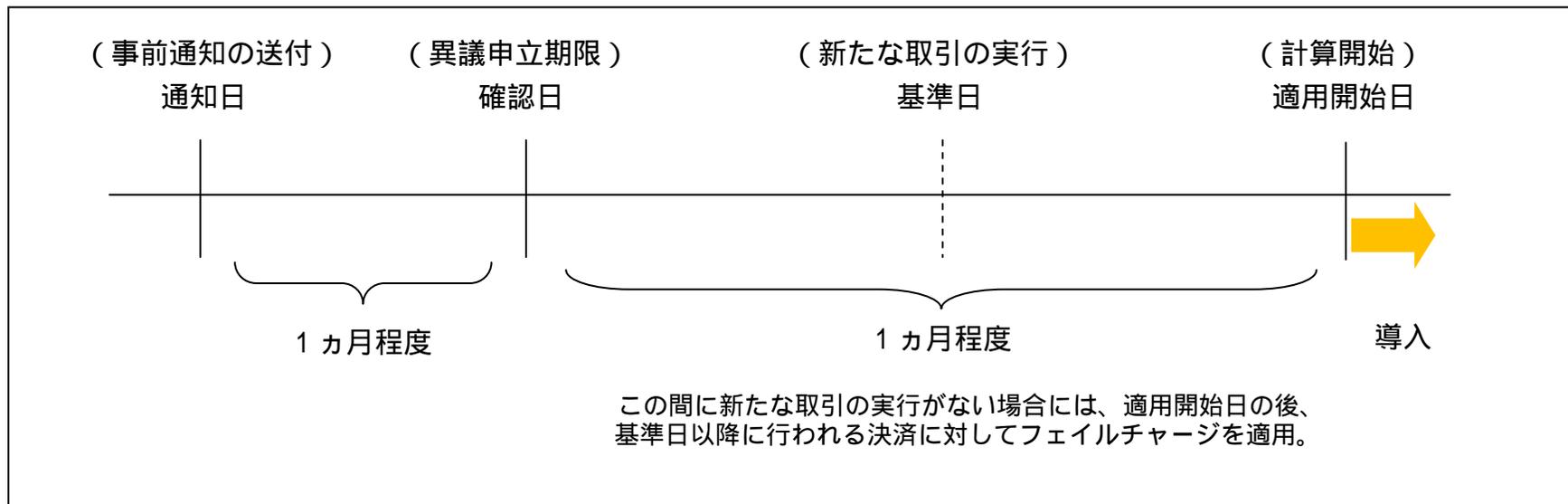
取引相手方への事前通知の送付

事前通知の後、通知で定めた期限が経過すること

先方から、当該期限が経過するまでの間にフェイルチャージの導入について異論の申し出がないこと

取引相手方とフェイルチャージ適用を前提とした新たな取引が行われること

(事前通知の送付からフェイルチャージ導入までの考え方)



以上を踏まえると、フェイルチャージ導入における事前通知の送付から計算開始までのスケジュールは以下のとおり。

2010年

- 6月 改正後の RTGS ガイドラインおよび日証協規則の公表
併せて、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」(事前通知雛型、個別取引明細書等上の記載事項例を含む)、改正後の RTGS ガイドライン Q&A を公表
- 7月 1日 日証協規則の施行
- 9月 1日 事前通知の送付
- 9月30日 確認日(事前通知に対する異議申立期限)
- 10月 X日 基準日(新たな取引の実行)
- 11月 1日 適用開始日(フェイルチャージ導入日)

適用開始日(11月1日)以降のフェイルについては、フェイルチャージの計算対象となる。

この間に新たな取引の実行がない場合には、適用開始日の後、基準日以降に行われる決済に対してフェイルチャージを適用。